（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第三章の三　（略） 第四章　認可に関する通知等（第七十九条―第八十七条の二） 第五章・第六章　（略） 附則 （基礎年金番号通知書等の提出） **第三条**　かつて被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。以下この条において同じ。）であつたことがある者は、法第九条の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下「当然被保険者」という。）の資格を取得したとき（七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つたときとし、事業主に個人番号を提供している場合を除く。）は、直ちに、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を事業主に提出しなければならない。 （削る） （削る） 2　初めて当然被保険者の資格を取得した者は、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を所持しているとき（事業主に個人番号を提供している場合を除く。）は、直ちに、当該書類を事業主に提出しなければならない。 （任意単独被保険者の資格取得認可の申請） **第四条**　（略） 2　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者は、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名を当該申請書に付記しなければならない。 3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　第一項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二・三　（略） （高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請） **第五条の二**　（略） 2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 三～七　（略）	目次 第一章～第三章の三　（略） 第四章　認可に関する通知等（第七十九条―第八十七条の三） 第五章・第六章　（略） 附則 （年金手帳の提出等） **第三条**　かつて被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。以下この条において同じ。）であつたことがある者は、法第九条の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下「当然被保険者」という。）の資格を取得したとき（七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つたとき）は、直ちに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。この場合において、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる事項を事業主に申し出なければならない。 一　年金手帳に記載されている氏名に変更がある者　変更前及び変更後の氏名 二　当然被保険者の資格を取得するに至つたとき（七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つたとき）まで第四種被保険者（昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有していた者　その旨 2　初めて当然被保険者の資格を取得した者は、年金手帳を所持しているときは、直ちに、その年金手帳を事業主に提出しなければならない。この場合において、年金手帳に記載されている氏名に変更があるときは、変更前及び変更後の氏名を事業主に申し出なければならない。 （任意単独被保険者の資格取得認可の申請） **第四条**　（略） 2　前項の者は、年金手帳を所持し、かつ、当該年金手帳に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名を同項の申請書に付記しなければならない。 3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　第一項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二・三　（略） （高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請） **第五条の二**　（略） 2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 三～七　（略）